

熊本県公報

号外 第27号
平成17年7月1日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) 1

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 熊本県税特別措置条例の一部改正に伴い、特定農山村地域内における県税の不
均一課税に関する規定の整理を行うこととした。(第3条、第4条、別記第3号
の5様式及び別記第4号の5様式関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第43号

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県税特別措置条例施行規則(昭和39年熊本県規則第60号)の一部を次のように改
正する。

第3条第1項中「、条例第4条の9第1項第1号の規定により不動産取得税の不均一課
税を受けようとする者は、当該不動産取得税の申告期限までに、不動産取得税不均一課税
申請書(別記第3号の5様式。ただし、当該土地に係るものについて条例第7条の規定の
適用を受けようとするときにおいては、不動産取得税不均一課税予定申請書(別記第4号
の5様式)とする。)を」を削り、同条第2項中「、当該土地が条例第4条の9第1項第
1号の規定の適用を受けられることとなったときは、直ちに不動産取得税不均一課税申
請書(別記第3号の5様式)を」を削る。

第4条中「、条例第4条の9第1項第1号」を削る。

別記第3号の4様式、別記第3号の5様式並びに別記第3号の6様式及び別記第3号の
7様式を次のように改める。

別記第3号の4様式から別記第3号の7様式まで 削除

別記第4号の4様式、別記第4号の5様式並びに別記第4号の6様式及び別記第4号の
7様式を次のように改める。

別記第4号の4様式から別記第4号の7様式まで 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

